

本書ではそうした問題関心から現代政治学における主要な権力論の特徴や問題点を指摘しながら、現代権力構造の分析にとってそれぞれの権力論がもっている有効性を探ろうとしている。

全体は10章から構成されており、第1章「エリートと権力」と第2章「多元主義と権力」では、「はしがき」にもあるように、それぞれの権力論の系譜をたどりながら、この二つの権力論が日本の権力構造を分析するさいの有効性を評価しながら、他方ではその問題点も指摘している。現代のようにグローバルな経済と連結し、高度にシステム化された社会では、政策決定のアクターとしてエリートや利益集団だけを想定することは必ずしも妥当ではなく、システム理論のいうように権力が集合的な目標を達成したり、「金融システムの安定化」のようにシステムの安定化を実現するという側面からの考察も必要であるとされている。第3章「非決定と権力」と第4章では、権力論における構造的な側面の問題が考察されており、第5章では「階級と権力」、第6章「匿名の権力」では権力と階級との関係、M・フーコーの権力論が取り上げられている。第7章「システムと権力」では、T・パーソンズとN・ルーマンのシステム論的権力論、第8章「コミュニケーションと権力」では、H・アレントとJ・ハーバーマスの権力論、第9章「役割と権力」では制度の物象化と権力の問題などが取り上げられ、そして第10章「世界システムと権力」では、I・ウォーラステインの世界システム論を中心に、J・ガルトウングの「構造的暴力」の問題が扱われている。

このように本書のなかに、現代政治学における主要な権力論を取り上げることによって、グローバル化した社会の政治構造を分析しようとする著者の理論的意図が読みとれる。ここに本書を櫻田會賞受賞候補として推薦する。

【授賞】 正賞 賞状・銀牌、副賞100万円。平成14年2月6日

於櫻田クラブ

櫻田會奨励賞受賞 西川伸一（明治大学助教授）

著書 『立法の中枢 知られざる官庁・内閣法制局』

2000年3月刊 五月書房 242頁

【概要】 本書はⅡ部8章構成となっており、各章の内容は次の通りである。

はじめに

第Ⅰ部 内閣法制局—知られざる立法の中枢官庁

第1章 地味な役所の重い存在感

1 不審船事件の余波 2 “お墨付き” 与える役所 3 権威を裏付けるもの 4 内閣の法律顧問 5 二局支配 6 局名変えるのに足かけ五年

第2章 内閣法制局と憲法9条

1 ガイドライン関連法の成立 2 「世界第4位」は「必要最小限度」 3 なし崩しにされる自衛権の範囲 4 「周辺事態」と「後方地域支援」 5 「ガラス細工」の法律 6 保守勢力と集団的自衛権 7 具体化する明文改憲への動き

第3章 内閣法制局のしくみ

1 内閣法制局小史 2 4部1室体制 3 参事官は全員出向者 4 「内閣法制局参事官に昇任させる」 5 出世のすごろく 6 内閣法制局長官

第4章 内閣法制局の仕事

1 「行政スタイルの政策決定方式」 2 法案審査の過程 3 法案審査のカレンダー 4 激務をこなす参事官 5 意見事務とはなにか 6 40年以上前を見解を固守

## 第5章 内閣法制局のカルチャー

1 論理偏重がもたらす現実離れ 2 無謬性と保守的体質 3 「変革」に立ちほだかるカベ

## 第Ⅱ部 法律を市民の手に—議員立法と議院法制局

### 第6章 議員立法入門

1 ダイオキシン対策法成立 2 議員立法が求められる理由 3 議員立法で「官」に切りこめ 4 活発化する議員立法 5 議員立法が得意とする分野 6 野党立法が果たす役割 7 議員立法の落とし穴 8 議員立法をはばむ制約 9 「国対政治」と「つるし」 10 議員修正

### 第7章 議院法制局とはいかなる役所か

1 議員立法の黒衣たち 2 黒衣たちの役割分担 3 議院法制局の生い立ち 4 議院法制局の組織 5 立案職員の採用と出世のすごろく 6 出世すごろくのあがり方 7 「天上がり」出向者

### 第8章 議院法制局と法律づくり

1 立案・審査のプロセス 2 PRTR法案の場合 3 法案の国会提出後 4 眠る未提出法案 5 依頼議員からみた議院法制局(1) 6 依頼議員からみた議院法制局(2) 7 議院法制局のいい分 8 議院法制局への期待

むすびにかえて

#### 【受賞事由と本書の推薦要旨】

本書は明治大学政経学部長金子光男教授の推薦により審査会に提出されたものである。同学部長の推薦要旨を掲載する。

推薦理由：

『現代政治学辞典』（ブレーン出版）の「内閣法制局」の項は、「立法過程における内閣、とりわけ内閣法制局の役割は近年ますます重要なものになっている」と結ばれている。にもかかわらず、これについての研究はあまり行われてこなかった。もちろん、一般市民にとっては、「内閣法制局」という名前は知っていても、なにをやっているかよくわからない役所であった。本書は、このように、これまでほとんど知られてこなかった内閣法制局という官庁の組織と働きについて、一般向けに解説したものである。

ところで、2000年4月に小淵恵三前首相が突然脳硬塞で倒れたあと、22時間もその事実は隠され、不透明な手続きを経て後継首相が選出されたことは記憶に新しい。その際の宮沢喜一蔵相のコメントがふるっていた。「いや、心配ないんですよ。日本という国はこういうときでもちゃんと動くようにできている」。

この発言ははしなくも、首相とは名目的権力にすぎず、それが欠けても官僚機構による国家統治のメカニズムがしっかり作動するという日本の政治の特徴をずばりついたものといえる。では、真の権力が存在する官僚機構を統率する部署はどこなのか。本書によれば、内閣法制局こそ官僚国家日本の司令塔なのである。本書はその組織とパワーの実態を解明している。

通常、官庁のパワーといえば組織の大きさに比例するが、内閣法制局の定員はわずか77名にすぎない。そのパワーの源泉はどこにあるのか。本書はそれを「審査事務」ならびに「意見事務」とよばれる内閣法制局の仕事に求める。各省庁が立案する法案は国会に提出される前に必ず内閣法制局の審査を受けなければならない。これが「審査事務」である。内閣法制局は法案の内容を現行の法体系と矛盾はないか厳重にチェックする。その際、重要なのは、内閣法制局の承認がなければ、決して国会に法案があがっていかないことだ。

法案という最大の政策資源について、事実上の拒否権を内閣法制局は握っているのである。

一方、ある役所が行政を展開する上で法令の解釈をめぐることで疑義が生じた場合、その役所の解釈が「可能かどうか」内閣法制局に照会して判定してもらう。これを「意見事務」という。内閣法制局がひとたび「意見」を示せば、それにより行政部内での法令の解釈は確定し、行政機関の行動をしばっていく。いわば内閣法制局の鶴の一声が、政策展開に絶大な力をもっているのである。国会ではそれは「政府統一見解」として、内閣官房長官もしくは内閣法制局長官の答弁するところとなっている。政府の憲法9条解釈を決めてきたのも、内閣法制局であった。

このような役所はもっと知られていいというのが、本書のモチーフとなっている。幸い、『朝日新聞』の書評欄（2000年4月2日）に取り上げられ、筆者の思いをとげる一助となった。

本書を第19回（平成13年度）政治研究櫻田會賞受賞候補として推薦する。

**【授賞】** 正賞 賞状・銀牌、副賞100万円。平成14年2月6日  
於櫻田クラブ

## 平成14年度——2002

櫻田會奨励賞受賞 井上一明（慶應義塾大学教授）

著書 『ジンバブエの政治力学』

2001年10月刊 慶應義塾大学出版会 363頁

**【概要】** 本書は10章構成となっており、各章の内容は次の通りである。

はじめに

第1章 白人右派政権の登場と一方的独立宣言

問題の所在

1 連邦解体前後の政治的潮流

2 白人右派政権の登場

3 UDIへの潮流

むすびにかえて

第2章 少数白人支配の制度化過程とその国際的影響

問題の所在

1 UDIとその波紋

2 アフリカ人解放勢力と南アフリカの介入

3 共和国の成立——少数白人支配の最終段階——

むすびにかえて

第3章 移行期における政治的潮流とその変動

——1970年代前半の時期を中心として——

問題の所在